

指導の形態について

知的障害特別支援学校では、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などの各教科等を合わせた指導が実践されています。

日常生活の指導	遊びの指導
日常生活の指導は、生活科を中心として、特別活動の「学級活動」など広範囲に、各教科等の内容が扱われます。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容です。	遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、体育科など各教科等に関わる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。
生活単元学習	作業学習
児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することにより、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。この指導では、広範囲に各教科等の目標や内容が扱われます。児童生徒の学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って指導目標や指導内容を組織されることが大切です。	作業学習を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。中学部の職業・家庭科が中心となるほか、高等部の職業科、家庭科及び情報科や、主として専門学科において開設された各教科を中心とした学習へつながります。作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニング、事務、販売、清掃、接客などと多種多様です。

「特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編」参照

図4 知的障害者特別支援学校の各教科等を合わせた指導の例

指導内容の設定と授業時数の配当

各教科等を合わせて指導を行う場合において、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した授業時数を配当するようにすることが大切です。

指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を、教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要があります。

特別支援学校学習指導要領解説総則編、各教科等編を参考にしてください。

全教科に共通する内容の取扱いは、小学部は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款の第2（中学部は第2章第2節第2款の第2）「指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い」に示されています。また、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第2章第1節第2款第1及び第2章第2節第2款第1に示した各教科においても、指導計画の作成と内容の取扱いについて、新たに示され、各教科における指導計画の作成に当たって配慮する事項と内容の取扱い上配慮する事項が示されました。

各教科の配慮事項に留意しながら、知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえ、育成を目指す資質・能力が育まれるように指導計画を作成していくことが必要です。

